八王子市子ども・子育て支援審議会 第4回 事業部会(学童保育所) 配付資料

(平成26年2月18日)

○八王子市立学童保育所の検討項目及び内容−−−−−	1
○学童保育所利用保護者に対する調査結果(クロス集計)- 2	2
○平成 27 年度以降の学童保育所 保育料の考え方	3

		児童福祉施設		事業※下線部は従うべき基準			
		保育所	放課後児童クラブ	放課後児童クラブの基準に関する専門委員会	八王子市立学童保育所	八王子市立学童保育所 あり方検討委員会(案)	八王子市子ども・子育て支援審議会 事業部会 第3回審議事項(案)
		児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	放課後児童クラブガイドライン	報告書	現行 八王子市学童保育所条例		八王子市立学童保育所の設備及び運営の基 準に関する条例・条例施行規則
	<u>資格</u>		児童福祉施設最低基準第38条 「児童の遊びを指導する者」の資 格を有する者が望ましい。 別紙1	《従うべき基準》 ・放課後児童クラブに置くべき有資格者は、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。 ・有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。 ・有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。	常勤:児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準 非常勤:資格要件なし	する基準第38条「児童の遊びを指導する 者」 ・非常勤:資格要件を設けない。	・常勤:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」 ・非常勤:原則常勤職員に準ずることが望ましい。
職員	<u>員数</u>	【保育士】 0歳 3:1 1.2歳 6:1 3歳 20:1 4歳以上 30:1 (2人を下ることはできない)	なし (「放課後児童指導員を配置する こと」のみを記載)	るエで戦員は2人以上癿直りることとし、丿 た1人以上け方咨坆去レオスニレが済出で	0~40人 帝動1.非帝動2	・20名まで2名。21名から40名までは3名の職員を配置する。 ・国が示した基準を下回らない範囲で、20名単位でのゆるやかな配置基準が必要。 ・101名を超えた場合は、+1名の指導員を配置する。 ・出席者数が月毎に基準を上回ったり下回ったりした場合について、弾力的な運用が必要。	・職員は2人配置し、うち1人は有資格者とする。 ・20人未満の小規模のクラブについては、職員の員数は1人でも可とする。
		【0.1歳】 乳児室 1人当り1.65㎡以上 又は ほふく室 1人当り3.3㎡以上 【2歳以上】 保育室又は遊戯室 1人当り1.98㎡ 以上	・専用の部屋または間仕切り等で 区切られた専用スペース ・1人あたりおおむね1.65㎡以上が 望ましい。	・専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できるある。 ・専用室・専用スペースとが適当である。・専用室・専用スペースの面積は、児が当まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	【定め無し: 内規】(1.11㎡から1.25㎡)		・当面待機児が解消されるまで、施設の定員は児童1人あたり1.11㎡以上とするが、新設・改築する場合は1.65㎡以上となるよう努力する。 ・専用部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを確保する。 ・面積要件の算定の基礎となる「児童数」については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数(前年実績)で捉えることとする。
施設		【0.1歳】 医務室、調理室、便所、保育に必 要な用具 【2歳以上】 屋外遊技場、調理室、便所、保育 に必要な用具	・体調の悪い時などに休息できる 静養スペース	《参酌すべき基準》 ・体調が悪くなったときに休息できる場所 は必要であるため、静養スペースを設ける ことが適当である。		で算定する。	・当面施設の定員は専用室または専用スペースを確保する。 ・体調の悪い時などに休息できる静養スペース を確保する。
	その他	【建築関係】 耐火基準、2方向避難の確保等 ※建築基準法による規制のほか、 設備運営基準で上乗せ 【消防関係】	ガイドラインでは規定なし 【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制		【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制	建築基準法による規制 【消防関係】	【建築関係】 建築基準法による規制 【消防関係】 消防法による規制
	集団規 模と定 員	60人以上。ただし、都市部、過疎地 においては20人以上でも可【通知】	集団規模:おおむね40人程度までとすることが望ましい (規模:最大70人までとすること)	《参酌すべき基準》 ・1つのクラブの中で、児童を複数の集団(クラス)に分けて対応する。 ・児童の集団の規模は、おおむね40人までとすることが適当である。 ・児童数の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。	1クラブア0人 <u>(学童保育所条例施行</u> 規則:…70人以下のクラブを編 成する)	人程度まで。最大70人までとする。 ・20名まで2名。21名から40名までは3名の職員を配置する。 ・国が示した基準を下回らない範囲で、20名単位でのゆるやかな配置基準が必要。 ・101名を超えた場合は、+1名の配置が必要。	・児童の集団の規模を1クラス40人とする。(施設の規模ではない) ・1クラス40人の児童に対し、指導員2人を配置する。1クラス2人の指導員の内、常勤指導員1人を配置する。ただし、20人~40人のクラスについては非常勤指導員1名を加算する。・20人未満のクラスでは、1人でも可とする。・施設の定員については、児童1人当り1.11㎡として算出された人数に定める。
	開所日 開所日 開間	保育時間:8時間を原則 (開所時間は11時間。延長保育、 休日保育あり【通知】) <u>八王子市立保育所</u> 開所時間 7:30~18:30 11時 間開所 延長保育時間 18:30~19: 00	・平日:放課後の時間、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定 ・休日等:保護者の就労実態等を ふまえて8時間以上	《参酌すべき基準》 ・開所日数は、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適当である。 ・開所時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適当である。	【学童保育所条例】 開所日数と時間 休所日「日曜日」「祝日」「1/2.3ならびに12/29から31まで」※H25年度294日 放課後から午後6時30分(延長は7時30分まで)土曜と三季休業日は午前8時30分から午後6時30分まで。(朝延長8時から。夜延長7時30分まで)	する』または『保育 <mark>時間</mark> は現状のとおりとする』(両論併記)	・学童保育所の年間の開所日数については、次に定めた開所日の合計とする。 ・開所日「日曜日」「祝日」「1/2.3ならびに12/29から31まで」以外の日とする。 ・開所時間は、放課後から18:30(延長は19:30まで)、土曜と三季休業日は8:30~18:30(朝延長8時から。夜延長19時30まで)
		 ・児童福祉施設の一般原則等 ・職員の一般的要件 ・職員の知識及び技能の向上 ・他の社会福祉施設と併設する場合の兼用・兼務 ・入所者の平等取扱い ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限濫用禁止 	・人権の尊重、体罰等の禁止等 (指導員の役割として) ・資質向上のための研修の実施	《参酌すべき基準》 ・事業者の一般原則 ・職員の一般的要件 ・職員の知識及び技能の向上 ・入所児童の平等取扱い ・虐待等の禁止	業務仕様書による契約 指導員の役割/人権の尊重、体罰等 の禁止、資質向上の取組み、他。 事業計画・年度事業計画に掲載した 項目		 事業者の一般原則 ・職員の一般的要件 ・職員の知識及び技能の向上 ・入所児童の平等取扱い ・虐待等の禁止 〇地域との連携 〇他事業との連携 ○優先利用(被虐、一人親等)

		児童福祉施設 事業 ※下線部は従うべき基準						
		保育所	放課後児童クラブ	放課後児童クラブの基準に関する専門委員会	八王子市立学童保育所	八王子市立学童保育所 あり方検討委員会(案)	八王子市子ども・子育て支援審議会 事業部会 第3回審議事項(案)	
		児童福祉施設の設備及び運営に 関する基準	放課後児童クラブガイドライン	報告書	現行 八王子市学童保育所条例		八王子市立学童保育所の設備及び運営の基 準に関する条例・条例施行規則	
運営	安全関係	・非常災害に必要な設備の設置 ・毎月1回以上の訓練	事故やケガの防止と対応防災、防犯対策 (定期的な避難訓練)	《参酌すべき基準》 ・非常災害に必要な設備について児童厚 生施設等と同様の基準を設けることが考 えられる。 ※児童福祉施設の設備及び運営に関す る基準(児童福祉施設と非常災害) 別紙2	八王子市立学童保育所安全管理ガイドライン(要綱設置)により各学童保育所マニュアル作成 基本協定事項:緊急時の対応、災害応急活動、災害応急活動における要請手続、災害応急活動等に係る費用負担、労働安全等業務仕様書:学童の安全確保	・防災無線の設置 ・ガイドラインを含めたマニュアル整備 ・非常災害時、不審者対策、研修、保健指導の実施を盛り込む。	 ・非常災害時に必要な設備を設置する。 ・月1回以上の訓練を実施する。 (非常災害時、不審者対策、研修、保健 指導等の実施について、安全管理ガイドラインに明記する) 	
	保健関係	・衛生管理、感染症・食中毒防止、 医薬品備付 ・入所者・職員の健康診断	衛生管理(感染症等の発生時の 対応策)	《参酌すべき基準》 ・衛生管理	八王子市立学童保育所安全管理ガイドライン(要綱設置)により各学童 保育所マニュアル作成		・衛生管理については市立学童保育所安全管理ガイドラインに定める。	
	秘密保持等	 内部規定の策定(入所者への援助、施設管理) ・職員、財産、収支、処遇に係る帳簿整備 ・秘密保持義務 ・苦情対応(窓口設置等) 	・個人情報、プライバシー保護、秘密保持・苦情処理体制の整備等	《参酌すべき基準》 ・秘密の保持に関すること。 ・苦情処理に関すること。	業務仕様書 個人情報保護、プライバシー保護(4.指導員の役割)、苦情及び苦情に対する対応(基本協定)、基本協定事項:個人情報保護	・個人情報保護、プライバシー保護、秘密 保持、苦情処理体制の整備。職員、財産、 収支、処遇に係る帳簿整備。	 秘密の保持に関すること。 苦情処理に関すること。 個人情報保護に関すること。 プライバシー保護に関すること。 	
	関係機 関、保 護者と の連携	保護者との密接な連絡	保護者、学校、放課後子ども教 室、関係機関、地域と連携	《参酌すべき基準》 ・保護者、小学校等との連携等	業務仕様書:地域・学校・保護者等と の連携	・保護者会、学校、放課後子ども教室、関 係機関、地域との連携。	・保護者、小学校、放課後子ども教室、放課後等デイサービス、子ども家庭支援センター等 関係機関及び地域との連携し運営する。	
	評価等	(※)	自己点検、(※)		モニタリング、保護者満足度調査、第三者評価		・自己点検、モニタリング、保護者満足度調査。	
	保育内容		指導員が行う活動を記載(健康管理、出席確認、自立に向けた手助け等)		業務仕様書:学童保育所の日常活動 の記録	に向けた手助け等活動宝施	・児童の健康管理・出席管理・自立に向けた 手助け等の活動を実施。 ・児童の健全育成と家庭的役割を担う。	
	その他		・障害児の受入と配慮 ・利用者へ情報提供		(入所の制限) 病気中のもの。その他管理上支障が あると認められるもの。		・配慮が必要な児童の受入れについては必要 な人的配置と物的整備をおこなう。	
対象	対象児童	乳児または幼児	対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1~3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童)も加えることができる。	・児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることに留意することが必要である。 ・児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義務化したものではないと整理されている。	小学校低学年に在籍する児童。 (障がい児は4年生まで)	・「自身の身の保全が出来ない」「他 傷行為」「常時医療行為を必要とす る」などの要因から、安全に集団保育 が実施できない場合には、「集団保育 が困難な児童」「指導する指導員の性 別や年齢を限定せざるを得ない児 童」等に区分し、他の適切な施設に案 内できる仕組みをつくり、保育の安全 性がより向上するよう入所基準に定 める。	・市立学童保育所では、小学校6年生までを受入れる。 ・6年生までの受入れについては、児童の自立を促進する上で配慮が必要な児童の観点から審査する。	
そ他	障害児入所				(入所制限)入所することができない ・著しく心身に障害のあるもの	人当り3.3㎡が必要。 ・施設は1階に設置する。 ・入所審査の結果、集団保育が困難な場合	・障害児の入所に当たっては適切な保育が可能となるよう対応に関する基準を定める。 ・障害児にとって適切な機関・施設を案内する。 ・障害児の入所枠及び加配枠は撤廃し、保育に必要な指導員を加配する。	
	入所基準				入所承認基準 ・不存在 ・疾病等 ・就労 ・看護 ・求職 ・その他明らかに児童の監護が出来 ない場合。	率に応じ、受入れ児童数を増やす。 ・他の放課後児童対策と連携し、適切な自	・入所審査の基準を定める。 ・4年生以上については、自立度に応じ、入所審査の基準を段階的に設ける。 ・他の放課後児童対策と連携し運営する。 ・自立をする上で配慮が必要な児童については関係機関と協議の上判断する。	
	保育料				学童保育所保育料 学童1人につき7,000円 同一世帯2人以上 7,000円 2人目以降1人4,500円 延長保育料 月単位 6:30~7:00 2,000円 6:30~7:30 3,000円 日単位 8:00~8:30 200円 6:30~7:00 300円 6:30~7:30 500円 三季休業を単位とした利用 夏季 8:00~8:30 1,500円 冬季 " 500円		・学童保育所保育料については新たな基準を 定める。 ・延長保育の金額単価について、保育所保育 料の金額単価を勘案し定める。 ・延長保育の終了時間を過ぎた場合は応能の 負担を設定する。 ・延長保育料の月額上限設定を廃止する。	
	その他					・他の事業との連携。「放課後子ども教室」 「放課後等デイサービス」「児童館」等、児 童の自立にふさわしい場を <mark>案内</mark> できるよう な仕組みを作る。	・「放課後子ども教室」「放課後等デイサービス」「児童館」等児童の自立度に応じた放課後の居場所が提供できるよう連携・充実を図る。	

平成27年度以降の学童保育所保育料の考え方

1. 1年~3年まで

新配置基準に対応する常勤指導員増分に見合う応益負担を求める

(例) 7,000 円 ⇒ 7,500 円

※ 消費税分をおやつ代に上乗せする。(例) 500円

2. 4年~6年まで 新たな基準設ける

児童の発達の度合いに応じた保育量分に見合う応益負担を求める

(例) 4年 8,000 円

5年 8,500 円

6年 9,000 円

- 3. 免除基準については、応能負担の見地から、基準の底上げをおこなう。
 - (例) 就学援助基準 ⇒ 市民税非課税
- 4. 延長保育料について

保育所保育料の基準と同様

市立保育所 延長保育料は月額 2,500 円。

学童保育所 延長保育料の月額上限は現行 3,000 円

月額上限額の撤廃

延長時間を超えた利用について、額の設定